

高度医療審査の照会事項（村上構成員）に対する回答（1）

高度医療技術名：

非扁平上皮非小細胞肺癌に対するペメトレキセドを用いた術後補助化学療法

2011 年 9 月 12 日

静岡県立静岡がんセンター

呼吸器内科 山本信之

1. 研究組織に関して、以下のとおりでよいか確認したい。
 - ・ 本多施設共同臨床試験における initiation, management の責任（スポンサー機能）を担う組織は、7つの cooperative group による連合組織（代表者：神奈川県立がんセンター 坪井正博）である
 - ・ 上記組織の事務局業務を、研究事務局（担当：静岡県立静岡がんセンター 剣持広知）が担う
 - ・ 複数の実施医療機関に対する調整機能（調整委員会）は、運営委員会が担う
 - ・ 運営委員会の事務局業務も研究事務局が担う
 - ・ 研究事務局の業務の一部を試験運営事務局（ファルマバレーセンター治験推進部）が受託（あるいは支援）する
 - ・ 研究事務局がある静岡県立静岡がんセンター（実施責任者：山本信之）が、実施医療機関の代表かつ調整医療機関として、高度医療へ申請した。

回答：全て上記記載のとおりです。

2. 試験運営事務局（ファルマバレーセンター）の業務の中に“契約業務”のことが記載されているが、これはファルマバレーセンターが契約の当事者になることを意味するのではなく、契約に係る事務代行を行うという理解でよいか確認したい。ファルマバレーセンターが契約の当事者である場合は、本試験の責任組織との関係を明らかにしていただきたい。

回答：

ファルマバレーセンターが契約の当事者となる契約は3つございます。

1 試験運営事務局業務の委託

ファルマバレーセンターは、本試験が円滑に進むよう、試験運営事務局として、高度医療評価制度申請書類の作成補助業務、参加医療機関による検討会議の運営、実施計画書の印刷等の様々な事務業務を担います。本試験に参

加する臨床試験グループは、この事務業務をファルマバレーセンターに依頼するため、ファルマバレーセンターと業務委託契約を締結いたします。

2 医薬品管理

本試験では、日本イーライリリー株式会社から無償提供される医薬品を用います。この医薬品は試験薬として適切に保管し、参加施設へ配送する必要があります。このため、保管・輸送における温度・個数・ロット等の管理と記録の保存が適切に行える業者をファルマバレーセンターが入札により選定いたします。各医療機関及びファルマバレーセンターは、選定した業者と当該業務の業務委託契約を締結いたします。

3 データセンターへの委託

本試験におけるデータマネジメント・モニタリング等のデータセンター業務は、ファルマバレーセンターが NPO 法人西日本がん研究機構（WJOG）へ委託いたします。

3. データマネジメント業務、モニタリング業務については、NPO 法人西日本がん研究機構（WJOG）に委託すると記載されているが、委託先で業務が適切に行われることを保証する観点から、当該委託に係る「業務の範囲」、「業務の手順に関する事項」が確認できる資料を呈示いただきたい。また、データマネジメント業務、モニタリング業務を行う WJOG の担当部局名、担当者名をプロトコルの 16. 研究組織に明記していただきたい。

回答：

資料は別添のとおりです。

- ・（別添 1）「特定非営利活動法人 西日本がん研究機構 定款」
- ・（別添 2）「西日本がん研究機構 定款施行細則」
- ・（別添 3）「SOP9：症例報告書（見本）作成・改訂の標準業務手順書」
- ・（別添 4）「SOP14：症例登録の標準業務手順書」

プロトコルに下記を追記いたしました。

「16.7. データセンター

データセンター責任者；中村 慎一郎

データマネージャー；田中 聖子

特定非営利特定活動法人西日本がん研究機構

（West Japan Oncology Group; WJOG）データセンター

〒556-0016

TEL；06-6633-7400、FAX；06-6633-7405

E-mail；datacenter@wjog.jp」

4. 監査委員会を設置すると記載されているが、委員会の委員構成を呈示いただきたい。

回答：

本試験は、7つの臨床試験グループが共同で行います（データセンターは1か所です。）。

本試験における施設訪問監査は、各グループ内で行う予定です。グループ内で行われた監査結果は、監査委員長（聖マリアンナ医科大学 臨床腫瘍学講座 教授 朴成和 医師）が選出した監査委員（監査されるグループに属する者を除く）によって評価されます。

監査委員は、今後、各グループにおいて参加施設の医師・CRC・その他の臨床試験専門家から選出いたします。

5. 報告義務のある有害事象が発生した場合の対処方法に関して、各施設の手順書に従って行うと記載されているが、申請医療機関である静岡県立静岡がんセンターの手順書を呈示していただきたい。

回答：

静岡県立静岡がんセンターが規定する（別添5）「臨床研究・企業治験事務局の業務手順書」中に手順を記載し、定められた様式を用いて報告いたします。手順書は別添のとおりです。

特定非営利活動法人 西日本がん研究機構

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 西日本がん研究機構という。但し、英文では West Japan Oncology Group と表示する。略称を WJOG とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市浪速区元町1丁目5番7号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、がんに対する多施設共同臨床研究を実施および支援し、国内外の研究状況についての情報を収集し、さらに臨床試験の必要性和重要性を広く社会一般に対して周知するための事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表

第1号 保健・医療又は福祉の増進を図る 活動

第2号 社会教育の推進を図る 活動

を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床研究の実施および支援
- (2) 臨床研究に関する受託事業
- (3) 各国におけるがんに対する治療・研究についての調査・研究
- (4) 社会一般に対する広報活動
- (5) 臨床研究にかかわる医療従事者の教育・育成
- (6) 医療に関する方法・機器の開発
- (7) 医療に関する翻訳・出版事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員と名誉会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 正会員 | この法人の目的に賛同して入会した個人 |
| (2) 賛助会員 | この法人の事業を賛助する為に入会した個人又は団体 |
| (3) 名誉会員 | この法人の活動に多大な貢献をしたと認められる個人 |

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

この法人の設立趣旨及び目的に賛同し、多施設共同臨床研究を支援するために必要な医学的あるいは統計学的もしくは社会学的知識を有すること。

- 2 正会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、別に定める入会金、入会初年度の年会費を納入することにより会員となることができる。
- 3 理事長は、前項の入会申し込みがあったとき、そのものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由のない限り入会を認めるものとする。入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、別に定める入会金、入会初年度の年会費を納入することにより会員となることができる。
- 5 名誉会員は、理事会において推薦され、本人の受諾をもって選任されるものとし、それ以上の手続きは必要としない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することが出来る。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を3年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することが出来る。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員等

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長及び常任理事、並びに1名を事務局長とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により選任する。

3 事務局長は、理事の中から、理事会の承認のもとに理事長が任免する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 事務局長は、理事長の総理のもとに、この法人の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会を招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、

その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(解職)

第18条 第12条第2項に定める役職を有する理事について、理事会は総数の3分の2以上の議決によって、その職を解くことができる。

- 2 前項において解職された理事は、理事にとどまるものとする。

(報酬など)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認のもとに理事長が任免する。
- 3 顧問は、本法人の会員であることを要しない。
- 4 顧問は、総会、理事会および各種委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 顧問は、報酬を受けることができる。
- 6 顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 7 前6項に関し必要な事項は別に定める。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員および名誉会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (7) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第25条 総会は理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かねばならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいはファクシミリ・E-mail等をもって、少なくとも5日前までに全正会員および全名誉会員に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、社員の3分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した社員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議決に加わることが出来ない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない社員は、あらかじめ書面又は電磁的方法（大阪府特定非営利活動促進法施行条例で定めるものをいう。以下同じ。）をもって表決し、若しくは他の社員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した社員の数
(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した社員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 役員職務及び報酬
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 委員会その他の組織構成及び委員の任命とその活動に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関して必要な事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事からの招集があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長または監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいはファクシミリ・E-mail等をもって全理事及び監事に、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたるものとし、指名された者がいない場合は、出席した理事から互選により定める。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決等)

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会においては、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意がある場合は、この限りではない。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることが出来ない。

(書面表決等)

第38条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

第6章 常任理事会

(構成)

第40条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び事務局長をもって構成する。

(権能)

第41条 常任理事会は、第32条に定めた事項に関して理事会から委任を受けた範囲でこれを議決する。但し、議決した事項については、速やかに役員に報告するものとする。

(開催・招集)

第42条 常任理事会は、理事長が招集する。

- 2 常任理事会構成員2名以上から召集の請求があった場合、理事長は、速やかに常任理事会を招集しなければならない。
- 3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいはファクシミリ・E-mail等をもって全常任理事会構成員及び監事に、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第43条 常任理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたるものとし、指名された者がいない場合は、出席した常任理事会構成者から互選により定める。

(定足数)

第44条 常任理事会は、その構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

第45条 常任理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、常任理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 常任理事会においては、第42条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。但し、議事が緊急を要するもので、出席した常任理事会構成員の3分の2以上の同意がある場合は、この限りではない。
- 3 常任理事会の議決について、特別の利害関係を有する常任理事会構成員は、その議決に加わることが出来ない。

(書面表決等)

第46条 やむを得ない理由のため、常任理事会に出席できない常任理事会構成員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その構成員は常任理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第47条 常任理事会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した常任理事会構成員のうちからその常任理事会において選任された議事録署名人が署名し、これを保存しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第48条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第49条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第50条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第51条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。
これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第52条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告書及び決算)

第53条 理事長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第54条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局、委員会

(設置)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第58条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(委員会)

第59条 この法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基づき、調査し、研究し、または事業を遂行する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第9章 定款の変更及び解散・合併

(定款の変更)

第60条 この定款の変更は、総会においてその出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第61条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 大阪府知事による認証の取り消し
- 2 総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第62条 解散後の残余財産は、大阪府に帰属させるものとする。

第10章 雑則

(公告)

第63条 この法人の公告は、官報により行う。

(委任)

第64条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、定款変更認証の日から施行する。

特定非営利活動法人 西日本がん研究機構
理事長 中西 洋一

2010.06.10

西日本がん研究機構 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 西日本がん研究機構（以下本法人もしくはWJOGとする）の運営を円滑に行うために、定款の施行に関する細則を定める。

(適用範囲)

第2条 本細則は定款の下に施行・運用される。

- 2 理事会は、必要があると認める場合、本細則の定めにかかわらず、議決し、業務を命じ、あるいは執行することが出来る。

(改訂)

第3条 本細則の改訂には、理事会の議決を要する。

(施行)

第4条 本細則は、理事会によって承認された日から適用されるものとする。

(部分的承認と施行)

第5条 前2条に関して理事会は、本細則の承認および施行をその一部分に限定する事ができる。

第2章 会員

(入会)

第6条 会員として入会を希望するものは、別に定める入会申込書に必要事項を記入の上、WJOG事務局を通じて理事長に提出し、入会金および当該年度会費を事務局の指示する方法で納入しなければならない。

- 2 WJOG事務局は、請求のあったときには、速やかに入会希望者に入会申込書および関係書類を送付し、入会金および当該年度会費の納入法を指示しなければならない。
- 3 入会の日は、入会申込書が事務局に提出され、事務局が入会金および当該年度会費の入金を確認した日とする。
- 4 名誉会員は理事会の推薦に続く本人の受諾によって選任され、入会金および年会費は免除される。(定款)
- 5 会員となったものは、入会の日付にかかわらず、WJOGの活動に関して行った協力的行為については、当該年度初めより在籍したものとみなす。

(会員情報)

第7条 会員は、入会の際および年度ごともしくは必要が生じ事務局が要求するごとに、氏名、連絡先、その他理事会が別に定める事項をWJOG事務局に届けなければならない。

- 2 前項において WJOG 事務局が入手した会員に関する情報は、本人の許可なく本法人の活動以外の目的に使用してはならない。

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、その旨を文書にて、WJOG 事務局を通じ理事長に提出するものとする。この際、個人会員においては自署あるいは記名捺印、団体会員においては代表印を必要とする。

- 2 退会の際に、当該年度の未払い会費があった場合には、これを支払わねばならない。また、定款により、納入済みの会費は、これを返還しない。
- 3 3年以上会費の納入が無い会員は、退会の意思を表明したものとみなす。(定款)

(除名)

第9条 定款に定める除名に該当する事態が発生したと考えられる場合、それを知りえた者はただちに WJOG 事務局に届け出るものとする。

- 2 WJOG 事務局は、可能な限り詳細を調査の上、直近の理事会に議題として提出する。
- 3 理事会は、事態の詳細を検討の上、総会に提出し除名決議を図るか否かを審議する。

(再入会)

第10条 希望により退会した者の再入会には、制限を設けない。

- 2 会費未納による「みなし退会者」の再入会は、特別な制限を設けない。
- 3 前項において、会員履歴の継続を望む者は、滞納した会費を納入しなければならない。
- 4 会員履歴の継続を望まない者については、入会金と年会費の支払いで再入会を認める。この場合、会員継続により発生する権利及び特典は継承されない。
- 5 除名された者の再入会は、理事会の議決および総会の承認を要する。

(プロトコール・コンセプトの提出)

第11条 会員は、新規プロトコール・コンセプトを提出できる。

- 2 提出方法は、別に定める。

(理事会・委員会等への出席)

第12条 会員は、理事会においては理事長の、各種委員会においてはその長の、要請または許可により、理事会あるいは委員会に、議決権なしに参加する事ができる。

- 2 前項において、効果安全性評価委員会および倫理委員会はこの限りでない。
- 3 出席費用については、別に定める。

(臨床試験にかかわる資料の入手)

第13条 WJOG 社員は、臨床試験実施計画書、同意説明文書等を書き換え不能の形で入手することができる。

2010.06.10

- 2 賛助会員については、その都度理事会もしくは常任理事会が定める。
- 3 書き換え可能な形式での資料の入手には、別途理事会が定める対価が要求される。

(WJOG の活動への寄与に対する評価)

- 第14条 WJOG 社員が臨床試験立案、研究計画書作成、研究事務局運営、施設調査・SDV 協力および各種委員会運営等の WJOG の活動に参加した場合、WJOG はその寄与度に応じて研究あるいは診療活動を援助する事がある。
- 2 臨床試験における症例登録による活動寄与の場合、WJOG 社員に加え研究者登録を有する個人も援助の対象とする。
 - 3 本条に関する詳細は、別途定める。

第3章 役員

(役員資格)

第15条 役員になろうとするものは、WJOG 社員でなければならない。

(立候補)

第16条 役員に立候補するものは、選出の2ヶ月前までに所定の用紙を用いて、WJOG 事務局に届けるものとする。

(選出)

第17条 役員の選出・選任は、西暦奇数年度の定期総会において行う。ただし、補欠又は増員による役員の選出・選任はこの限りではない。

- 2 選出の方法は、選出毎に理事会において決定する。

(任期)

第18条 役員の任期は、定款に従う。

(退任)

第19条 役員は、その申し出が理事会によって承認された場合、退任することが出来る。

(役職つき役員の解職)

第20条 定款の記載に従う。

第4章 理事長

(資格)

第21条 理事長になろうとする者は、理事または理事予定者でなければならない。

(選出時期)

第22条 理事長は、役員改選年度の総会直後に開催される理事会において選任される。

- 2 前項にかかわらず、理事長が欠けた場合の選出・選任は、速やかに行うものとする。

(立候補)

- 第23条 理事長になろうとする者は、理事改選年度の総会の2か月前までにWJOG事務局に届け出るものとする。
- 2 前項において、前条第2項の場合、選出を予定する理事会の1か月前までに届け出るものとする。
 - 3 新しく理事長になろうとする場合、立候補届け出用紙のほかにA4用紙2枚程度の所信と方針を提出しなければならない。

(選任)

- 第24条 理事長立候補者が1名の場合、理事会で信任を問う。
- 2 理事長立候補者が2名以上の場合、選出は理事による無記名投票によるものとする。
 - 3 投票および信任について、理事または理事予定者からの書面による投票を認める。
 - 4 理事長の選出には、理事総数の過半数の賛同を必要とする。
 - 5 投票による選出の詳細は、別に定める。

(任期)

- 第25条 理事長の任期は、定款により、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 本細則第21条2項により就任した理事長の任期は、前任者と同じとする。

(退任)

- 第26条 理事長は、その申し出が理事会によって承認された場合、退任することができる。

第5章 副理事長

(資格)

- 第27条 副理事長になろうとする者は、理事または理事予定者であり、かつ各種委員会の委員長または委員長予定者あるいはそれと同等の責務を果たす者であることを要する。

(選出時期)

- 第28条 副理事長は、役員改選年度の総会直後に開催される理事会において選任される。
- 2 副理事長の増員あるいは補欠による選出は、この限りでない。

(立候補)

- 第29条 副理事長になろうとする者は、理事改選年度の総会の2か月前までにWJOG事務局に届け出るものとする。

(指名)

- 第30条 理事長または理事長予定者は、必要と認めた場合、本細則に規定する総数の範囲内で、別に候補を指名することができる。

2010.06.10

(選任)

第31条 副理事長候補者の数が本細則に規定する総数以下である場合、理事会において各候補者に関する意見聴取の上、包括的に信任を問う。

- 2 前項において、特定の候補に関する反対意見が認められた場合、個別に信任投票を行う。
- 3 副理事長候補の数が規定を超えた場合、選挙を行う。
- 4 選挙に関しては、理事長選出に準ずる。

(理事長継承順位指定)

第32条 副理事長が選任されたのち、理事長は、直ちにその継承順位を指定しなければならない。

(増員および交代)

第33条 委員会委員長の新設・交代等により、副理事長の有資格者が新たに発生した場合、理事会は本人の申請により、選任を審議する。

- 2 本条の場合、第27条に定める副理事長の選出時期に拘束されるものではない。

(任期)

第34条 副理事長の任期は、理事長と同様とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条によって選任された副理事長の任期は、他の副理事長と同様とする。

(退任)

第35条 副理事長は、その申し出が理事会によって承認された場合、退任することができる。

(欠員の補充)

第36条 副理事長と常任理事の合計数が3名未満となった場合、副理事長または常任理事の補充を行わねばならない。

- 2 前項における補充の場合、選出時期以外は本章に記載した規定に従う。

(総数)

第37条 副理事長の総数は、常任理事と合わせて10名以内とする。

第6章 常任理事

(資格)

第38条 常任理事になろうとする者は、理事または理事予定者でなければならない。

(選出時期)

第39条 常任理事は、役員改選年度の総会直後に開催される理事会において選任される。

(立候補)

第40条 常任理事になろうとする者は、役員改選年度の総会の2か月前までにWJOG事務局に届け出るものとする。

2010.06.10

(指名)

第41条 理事長または理事長予定者は、必要と認めた場合、本細則に規定する総数の範囲内で、別に候補を指名することができる。

(選任)

第42条 常任理事候補者の数が本細則に規定する総数以下である場合、理事会において各候補者に関する意見聴取の上、包括的に信任を問う。

- 2 前項において、特定の候補に関する反対意見が認められた場合、固別に信任投票を行う。
- 3 常任理事候補の数が規定を超えた場合、選挙を行う。
- 4 選挙に関しては、理事長選出に準ずる。

(増員)

第39条 理事会は必要と認めた場合、常任理事を本細則に規定する範囲内で増員することができる

- 2 本条の場合、第38条に規定する常任理事の選出時期に拘束されるものではない。

(任期)

第40条 常任理事の任期は、理事長と同様とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条によって選任された常任理事の任期は、他の常任理事と同様とする。

(退任)

第41条 常任理事は、その申し出が理事会によって承認された場合、退任することができる。

(欠員の補充・総数)

第42条 欠員の補充および総数に関しては副理事長の章の規定に準ずる。

第7章 事務局長

(資格)

第43条 事務局長になろうとする者は、理事または理事予定者でなければならない。

(立候補)

第44条 事務局長になろうとする者は、役員改選年度の総会の2か月前までに事務局に届け出るものとする。

(指名)

第45条 理事長または理事長予定者は、立候補者の中から1名を事務局長候補として指名する。

- 2 立候補者なかった場合、理事または理事予定者の中から事務局長候補を指名することができる。

(選任)

第46条 事務局長候補は理事改選の行われた総会後の理事会において、承認を受け理事長より任命を受ける。

- 2 否決された場合、理事長は直ちに次候補者を指名し、承認を求めることができる。

(任期)

第47条 事務局長の任期は、理事長と同様とする。ただし、再任を妨げない。

(退任)

第48条 事務局長は、その申し出が理事会によって承認された場合、退任することができる。

(欠員補充)

第49条 事務局長が欠けた場合、理事長は直ちに暫定的な後任を指名する。

- 2 事務局は、直ちに事務局長の立候補を募り、本章に記載した手順に従って、可及的速やかに選出の手続きを行う。
- 3 本条の場合、選出時期は理事長が指定する。
- 4 本条によって選出された事務局長の任期は、前任者のものと同様とする。

(事務局次長)

第50条 事務局に、事務局長を補佐するものとして、事務局次長を置くことができる。

第8章 WJOG データセンター長

(データセンター長の資格)

第51条 データセンター長になろうとする者は、本法人の社員でなければならない。

(データセンター長の立候補)

第52条 データセンター長になろうとする者は、役員改選年度の総会の2か月前までに事務局に届け出る。

- 2 委員長に立候補する者がいない場合、理事会または常任理事会が候補を指名することができる。

(選任)

第53条 WJOG データセンター長は、理事改選の行われた総会後の理事会において、承認を受け理事長より任命を受ける。

- 2 複数のデータセンター長候補が存在する場合、理事会において審議する。

(退任)

第54条 データセンター長は、その申し出が理事会によって承認された場合、退任することができる。

(欠員補充)

第55条 データセンター長が欠けた場合、理事長は直ちに暫定的な後任を指名する。

- 2 事務局は、直ちにデータセンター長の立候補を募り、可及的速やかに選出の手続きを行う。
- 3 本条の場合、選出時期は理事長が指定する。

本条によって選出されたデータセンター長の任期は、前任者のものと同様とする。

(データセンター次長)

第56条 データセンターに、データセンター長を補佐するものとして、データセンター次長を置くことができる。

第9章 理事会

(理事会の開催)

第57条 定例理事会の開催時期は、理事会の承認を経て理事長が決定する。

- 2 臨時理事会は、定款に記載の手順に従って、随時開催することが出来る。

(議長・定足数・議決、議事録)

第58条 議長・定足数・議決、議事録については、定款の記載に従う。

第10章 常任理事会

(構成)

第59条 常任理事会の構成は、定款に記載のごとく、理事長、副理事長、常任理事ならびに事務局長とする。

(理事の出席)

第60条 理事は、理事長の要請または許可により、常任理事会に議決権なく出席することができる。

(権能)

第61条 常任理事会は、理事会の権能のうち

- (1) 事業計画および収支予算ならびにその変更の一部：(理事会の権能の1のうち下記2号に関するもの)
- (2) 事務局の組織および運営：(理事会の権能の4)
- (3) 委員会その他の組織構成および委員の任命とその活動に関する事項：(理事会の権能の5)

に関して包括的な委任を受けるものとする。

- 2 新規事業の計画、収支予算案は、委任の範囲に含まれず、理事会に対して提案されるものとする。
- 3 本条第1項に記載するもののほかは、常任理事会は審議した結果を理事会に報告し、提言するものとする。

(常任理事会の開催)

第62条 常任理事会は、原則として毎月開催する。ただし、理事会開催月には休会することができる。

- 2 その他の開催および招集に関しては、定款の理事会の開催、召集の記載に準じる。

(議長・定足数・議決、議事録)

第63条 議長・定足数・議決、議事録については、定款の記載に従う。

第 1 1 章 委員会の設置

(種類)

第64条 本法人の業務を執行するために、以下の常設委員会を設置する。

(1) 臓器委員会

* 臓器委員会は、呼吸器委員会、消化器委員会、乳腺委員会の総称とする。

(2) プロトコール審査委員会

(3) 効果安全性評価委員会

(4) 放射線治療委員会

(5) TR 委員会

(6) 病理委員会

(7) 教育・広報委員会

(8) QA 委員会

(9) 倫理委員会

(10) international symposium 委員会

(11) WJOG 賞選考委員会

- 2 理事会は、これらの他に必要に応じて臨時委員会を設置することが出来る。
- 3 臨時委員会の設置期限は1年間とし、その存続について理事会で審議する。
- 4 常設委員会を増設する場合、それに先立ち同目的の臨時委員会を設置し、構成、活動その他の業務の詳細が確定した後に理事会で常設の可否を審議するものとする。

第 1 2 章 委員長

(委員長の資格)

第65条 各委員会の委員長は、原則として理事であることを必要とする。ただし、理事会が認めた場合、この限りでない。

- 2 前項の場合でも、委員長は WJOG 社員でなければならない。

(委員長の立候補)

第66条 各委員会の委員長になろうとする者は、役員改選年度の総会の2か月前までにWJOG事務局に届け出る。

- 2 委員長に立候補する者がいない場合、理事会または常任理事会が候補を指名することができる。

(選任)

第67条 委員長は理事会において選任される。

- 2 複数の委員長候補が存在する場合、理事会において審議する。ただし、臓器委員会委員長の選出については、臓器委員会の章に、別に定める。

(退任)

第68条 委員長は、その申し出が理事会によって承認された場合、退任することができる。

(欠員補充)

第69条 委員長が欠けた場合、理事長は直ちに暫定的な後任を指名する。

- 2 事務局は、直ちに委員長の立候補を募り、可及的速やかに選出の手続きを行う。
- 3 本条の場合、選出時期は理事長が指定する。
- 4 本条によって選出された委員長の任期は、前任者のものと同様とする。

第13章 臓器委員会

(名称)

第70条 臓器委員会は、呼吸器委員会、消化器委員会および乳腺委員会の総称とし、各委員会に共通した規定について、臓器委員会の名称のもとに記述する。

- 2 各委員会に特別の規定が必要な場合、別に定める。

(新規委員会)

第71条 前条に定める委員会の他に、新たに特定の臓器を対象とした委員会を設ける場合、その臓器の専門家である社員5名以上によって暫定臓器委員会を組織し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 暫定臓器委員会の権能は、その存続を毎年理事会によって審議される以外、他の臓器委員会と同様とする。
- 3 暫定臓器委員会は、その最初の臨床試験が開始された次の年度から、常設委員会と認められる。

(委員長)

第72条 臓器委員長は、理事または理事予定者が務めるものとする。

- 2 臓器委員会の委員長になろうとする者は、役員改選年度の総会 2 か月前に WJOG 事務局に届け出るものとする。
- 3 臓器委員会の委員長は、第 73 条 3 項に規定する有権者の投票によって、選出または信任される。
- 4 当該臓器委員長になろうとする者が無いときは、理事会が委員長を指名することができる。

(構成)

第73条 臓器委員会は、前年度登録上位施設の代表と、それを超えない範囲での委員長の指名による委員をもって構成する。

- 2 前項に定める登録上位施設の代表は、その総数が 20 名を超えてはならない。
- 3 理事および本条 1 項に定める委員会構成員を、次期臓器委員長選出の際の有権者とする。
- 4 臓器委員会は、3 名以内の副委員長を指名することができる。

(常任委員会)

第74条 臓器委員会は、委員総数が 20 名を超えた場合、常任委員会を設置することができる。

- 2 常任委員会は、プロトコール・コンセプトおよびプロトコールのプロトコール審査委員会あるいは理事会への提出承認を除き、原則として議決権を持たない。
- 3 前項について、特定の事項に関して臓器委員会の委任を受けた場合はこの限りでない。
- 4 常任委員会の構成員は、委員長、副委員長およびその委員会の承認を得た若干名とする。

(開催)

第75条 臓器委員会およびその常任委員会は、委員長が必要と認めた場合に委員長が招集する。

(機能)

第76条 臓器委員会は、各臓器別に臨床試験を統括する。

- (1) 会員から提出されたプロトコール・コンセプトの審議、採否決定およびプロトコール審査委員会 (PRC) への提出
- (2) PRC に承認されたプロトコール・コンセプトの理事会への提出
- (3) 理事会において承認されたコンセプトについて、研究責任者および研究事務局 (主任研究者) の指名
- (4) 主任研究者より提出されたプロトコールの採択と PRC への提出
- (5) 理事会で承認されたプロトコールについて、その開始を指示する。
- (6) 前項に際して、必要と認めた場合はキックオフミーティングを開催することが出来る。
- (7) 臓器委員会は、実行中の臨床研究について進捗状況および安全性情報を把握し、必要に応じて効果安全性評価委員会への提出、研究事務局に対する指示あるいは参加施設に対する周知等を行う。

- (8) 臓器委員会は、試験の中止および終了について審議、決定し、理事会に諮る。
 - (9) 臓器委員会は、終了した研究の発表に関する事項を決定する。
- 2 臓器委員会は、理事会に対して、各種委員会の委員を推挙することができる。

第14章 プロトコール審査委員会：PRC

(委員長)

第77条 PRC 委員長については、第11章に記載した通りとする。

(構成)

第78条 委員長は、臓器委員会の存在する臓器の専門家各1名を副委員長として選任する。

- 2 委員長と副委員長は合議の上、各臓器の専門家から若干名ずつを常任 PRC 委員として指名する。
- 3 前2項については、理事会に届け出て、承認を得なければならない。
- 4 プロトコール・コンセプトおよびプロトコールの審査にあたって、委員長または当該臓器担当の副委員長が、常任 PRC 委員の当該臓器専門家から3名以上、臓器専門家以外を1名以上指名し、PRC チームを構成する。
- 5 前項において、常任 PRC 委員のみでは不十分であると判断された場合、医師である正会員を PRC チーム構成員に指名することができる。
- 6 PRC チームはプロトコール・コンセプト審査とプロトコール審査に関して、原則として同一のメンバーであることを必要とする。

(業務)

第79条 PRC は、WJOG が実施あるいは支援するすべてのプロトコール・コンセプト及びプロトコールに関して科学性、実行可能性および科学的倫理性を評価する。

- 2 プロトコール・コンセプト審査の過程で、公開審査会議(オープン PRC)を開くことができる。
- 3 PRC が必要と認めた場合、プロトコール審査の段階で、再度オープン PRC を開くことができる。
- 4 PRC チームの評価判断は、そのチームのリーダーがまとめ、PRC 委員長の確認を得た後、PRC 委員長の名の下に、理事会に提出される。
- 5 プロトコール審査上、倫理委員会での審議が必要と判断した場合、理事会に対して勧告できる。

(運営と審査の詳細)

第80条 プロトコール審査委員会の運営および審査手順の詳細については、別に定める。

第 15 章 放射線治療委員会

(委員長)

第81条 放射線治療委員長については第 11 章に記載した通りとする。

(構成)

第82条 放射線治療委員長は、放射線治療を専門とする、正会員である医師の中から 3 名以内の副委員長を指名し、理事会または常任理事会に届け出る。

- 2 委員長と副委員長は合議のうえ、委員会の構成員を指名し、理事会または常任理事会に届け出る。

(業務)

第83条 放射線治療委員会は、要請に応じて、放射線治療を含むプロトコールのプロトコール作成チームへの参加要員を、その構成員から指名する。

- 2 放射線治療委員会は、独自のプロトコール・コンセプトを臓器委員会に対して、提出できる。
- 3 放射線治療委員会は、データセンターの協力の下に、プロトコール運営上の放射線治療にかかわる要因について検討し、理事会に勧告することが出来る。
- 4 放射線治療委員は、委員会が必要と認めた場合、QA 委員会による施設監査に参加することが出来る。
- 5 放射線治療委員会は、各種委員会の委員を推挙することができる。

(会議)

第84条 放射線治療委員会の会合は、必要に応じて開催される。

第 16 章 効果安全性評価委員会

(委員長)

第85条 効果安全性評価委員長は、役員であることを必要とする。

- 2 前項以外は、第 11 章に記載した通りとする。

(構成)

第86条 効果安全性評価委員長は、本法人の社員以外の者を含む若干名を効果安全性評価委員として指名し、理事会または常任理事会に届け出て承認を受ける。

- 2 構成員のうち、本法人の社員を内部委員、社員以外を外部委員と称する。
- 3 内部委員のうち 1 名を副委員長とする。

(業務)

第87条 効果安全性評価委員会は、少なくとも年 1 回の会議を持つものとし、この会議には外部委員の出席を必須とする。

- 2 効果安全性評価委員会は、必要に応じて臨時の委員会を開くことができる。
- 3 個別の研究に関する有害事象の対応は、内部委員によるメールディスカッションとして行い、会議に際してまとめを報告する。
- 4 前項において、会議を招集して審議する事が必要であると委員長もしくは2名以上の委員が判断した事項については、効果安全性評価委員会を開催しなければならない。

(運営と評価手順の詳細)

第88条 効果安全性評価委員会の運営ならびに評価手順等については、別に定める。

第17章 QA委員会

(委員長)

第89条 QA委員長については第11章に記載した通りとする。

(構成)

第90条 副委員長はデータセンター長とする。

- 2 前項において、データセンター長がQA委員長を務める場合は、この限りでない。
- 3 QA委員会の構成員は、委員長、副委員長、事務局長、データセンター主任、および、委員長の指名する本法人の社員若干名とする。

(施設監査)

第91条 施設監査は、医師である正会員を含む、QA委員会の指定したチームによって行われる。

- 2 前項において、チームの最小構成は、医師である社員1名であることを許容する。
- 3 QA委員会は、放射線治療委員会の要請に応じて、放射線治療を中心とした施設監査を計画する。
- 4 施設監査を行った場合、その結果と評価を速やかに理事長に提出し、その確認の後理事会に報告する。

(会議)

第92条 QA委員会は必要に応じて会議を開催する。

(運営の詳細)

第93条 QA委員会の運営ならびに監査の手順等は別に定める。

第18章 倫理委員会

(委員長)

第94条 倫理委員会委員長は、役員であることを必要とする。

- 2 前項以外は、第11章に記載した通りとする。

(構成)

第95条 倫理委員長は、外部の有識者および患者または患者家族の代表を含み、性別のバランスを考慮したうえで倫理委員を指名し、理事会または常任理事会に提出する。

- 2 倫理委員会構成員のうち WJOG 社員の 3 名以内を副委員長として指名する。

(業務)

第96条 倫理委員会は、本法人の実施あるいは支援する臨床試験について、その実施計画書と同意説明文書をもとに、一般倫理的な側面を重点的に評価し、理事長に報告する。

- 2 本法人の活動にかかわる倫理的な事項に関して審議し、理事長に報告する。

(運営の詳細)

- 3 倫理委員会の開催、運営等は別に定める。

第 19 章 教育・広報委員会

(委員長)

第97条 教育・広報委員長は、第 11 章に記載した通りとする。

(構成)

第98条 広報教育委員長は、WJOG 社員の中から 3 名以内の副委員長を指名し、理事会または常任理事会に届け出る。

- 2 委員長と副委員長は、合議のうえで委員会構成員を若干名指名することができる。
- 3 構成員については、理事会または常任理事会の承認を必要とする。

(業務)

第99条 広報教育委員会は、学会派遣、国外視察、マス・メディア対応、市民講座、教育講座、出版等を企画する。

- 2 全国規模の市民講座および出版については、理事会の承認を要する。
- 3 市民講座、教育セミナーの演者、出版の執筆者等については正会員以外にも一般から採用することができる。
- 4 前項において、会員以外を指名する場合、理事会または常任理事会への届け出を必要とする。
- 5 WJOG の Web Site の運営に関して、事務局の要求に応じて対応もしくは指示する。

(会議)

第100条 広報教育委員会は、必要に応じて会議を開催する。

第 20 章 TR 委員会

(委員長)

第101条 TR 委員長は、第 11 章に記載した通りとする。

(構成)

第102条 TR 委員長は、WJOG 社員の中から 3 名以内の副委員長を指名し、理事会または常任理事会に届け出る。

- 2 委員長と副委員長は、合議のうえで委員会構成員を若干名指名することができる。
- 3 構成員については、理事会または常任理事会の承認を必要とする。

(業務)

第103条 TR 委員会は、臓器委員会あるいは放射線治療委員会の求めに応じて、特定プロトコルの TR 担当研究者を推薦する。

- 2 TR 委員会は、独自のプロトコール・コンセプトを、運営委員会あるいは理事会または臓器別委員会に対して提出することが出来る。

(会議)

第104条 TR 委員会は、必要に応じて開催される。

第 2 1 章 病理委員会

(委員長)

第105条 病理委員長は、第 11 章に記載の通りとする。

(構成)

第106条 病理委員長は、WJOG 社員の中から 3 名以内の副委員長を指名し、理事会または常任理事会に届け出る。

- 2 委員長と副委員長は、合議のうえで委員会構成員を若干名指名することができる。
- 3 構成員については、理事会または常任理事会の承認を必要とする。

(業務)

第107条 病理委員会は、臓器委員会あるいは放射線委員会の求めに応じて、特定プロトコルの病理担当研究者を推薦する。

- 2 病理委員会は、病理標本の詳細な検討を必要とする研究に関して、検討チームを組織して対処する。
- 3 前項のチーム構成員には、WJOG 社員以外の参加を許容する。

(会議)

第108条 病理委員会は、必要に応じて開催される。

第 2 2 章 International Symposium 委員会

(委員長)

第109条 International Symposium 委員長は、シンポジウム開催の前年度に、臓器委員長の中から理事会により選任される。

(構成)

第110条 委員長は、担当するシンポジウムのテーマにより、委員会を構成し、理事会の承認を受ける。

(業務)

第111条 International Symposium 委員会は、開催すべきシンポジウムについて検討し、開催テーマ、時期、場所について理事会に報告する。

- 2 理事会の承認を受け、予算配分を得た後は、その範囲内で、シンポジウムの計画を実行に移すことが出来る。

(会議)

第112条 International Symposium 委員会は、必要に応じて開催される。

第 2 3 章 WJOG 賞選考委員会

(委員長)

第113条 WJOG 賞選考委員会委員長は、役員であることを必要とする。

- 2 前項以外は、第 11 章に記載の通りとする。

(構成)

第114条 委員長は理事長、副理事長、監事とその他若干名の理事で委員会を構成し、理事会の承認を受ける。

(業務)

第115条 WJOG 賞選考委員会は、当該年度において本法人への貢献が著しいと判断される個人あるいは団体について審議し、WJOG 賞受賞候補者を選定の上、理事会に推挙する。

(会議)

第116条 WJOG 賞選考委員会は、必要に応じて開催される。

第 2 4 章 WJOG 事務局

(WJOG 事務局の構成)

第117条 WJOG 事務局は、総務、経理およびデータセンターで構成する。

- 2 事務局長、定款に定める事務局長が業務を統括する。
- 3 データセンターは、先に定めたデータセンター長が統括する。
- 4 事務局長とデータセンター長の兼務を妨げない。

2010.06.10

- 5 事務局職員の内一名を事務長とし、事務局の常務を統括する。
- 6 事務局職員のうち若干名を主任とし、事務長を補佐し、管理業務を兼務する。

(事務所の移転)

第118条 事務局は、大阪府内に設置されなければならない。

- 2 事務局の移転には、理事会の議決を要する。

(事務所の拡張)

第119条 事務局の拡張および同一施設内の移動については、事務局長と事務長が合議の上、理事長に報告し、契約に進むことが出来る。

(職員の採用)

第120条 事務局職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。(定款)

- 2 前項において、試験雇用期間を設ける場合は、事務局長、データセンター長および事務長が合議し、理事長に報告の上、試験雇用することが出来るものとする。

(就業規則)

第121条 事務局職員の就業規則およびデータセンターの運営に関する事項は、別に定める。